

徳島県地域医療構想（案）について

1. 策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37年）年を見据え、限られた医療資源を有効に活用しつつ、「効率的かつ質の高い医療提供体制」を構築することが求められている。

平成26年度には、このような医療制度改革の必要性から医療法が改正され、都道府県は「地域の医療提供体制の将来のあるべき姿」を描く「地域医療構想」を策定することとされた。

2. 基本理念

必要病床数等の数値を機械的にあてはめて、病床の削減を目指すものではなく、「全ての患者に適応した医療・介護サービスが提供されること」を目指す。

3. 主な内容（地域医療構想策定ガイドラインに基づき策定）

(1) 2025年の医療需要と必要病床数

4つの病床機能について構想区域ごとに推計

- ①高度急性期（西部圏域除く）、急性期、慢性期は全ての構想区域で減少
- ②回復期は全ての構想区域で増加

医療機能	2025年の 必要病床数(A)	2014年の 病床機能報告(B)	(A)-(B)	増減率(%)
高度急性期	718	1,514	▲ 796	▲ 52.6
急性期	2,393	3,667	▲ 1,274	▲ 34.7
回復期	3,003	1,690	▲ 1,313	▲ 77.7
慢性期	2,880	5,285	▲ 2,405	▲ 45.5
計	8,994	12,156	▲ 3,162	▲ 26.0

留意点：病床機能報告は、医療機関が4つの医療機能のうちから1つを選択して報告したもので、必要病床数はレセプトデータ等を区分して推計したものであり、完全に一致する性質のものではないことに留意する必要がある。

(2) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

- ① 病床機能の分化・連携
 - ・高度急性期から在宅等に至る一連の医療・介護をシームレスに提供
 - ・病院完結型から地域完結型医療に転換するためICTを積極的に活用
- ② 在宅医療等の充実
 - ・療養病床に代わる新たな施設類型により、受け皿となる施設整備を推進
 - ・地域包括ケアシステム等による認知症患者の見守り体制の構築
- ③ 医療従事者の確保・養成
 - ・在宅医療を担う医師・歯科医師、看護職員の養成及び多職種協働の推進
 - ・寄附講座、地域枠等を活用して地域偏在解消、県内定着を促進

(3) 地域医療構想の実現に向けて

